

熊本県警察の庁舎等の管理について（通達）

平成 13 年 12 月 25 日

熊会第 2011 号

〔沿革〕平成 14 年 3 月熊警第 268 号、16 年 8 月第 1094 号、18 年 3 月熊会第 148 号、19 年 3 月熊警第 277 号、20 年 3 月第 411 号改正

熊本県警察の庁舎等の保全及び秩序の維持（以下「管理」という。）については、熊本県庁舎等管理規則（昭和 42 年熊本県規則第 4 号。以下「県規則」という。）及び内閣府所管国有財産取扱規則（平成 13 年内閣府訓令第 39 号。以下「内閣府訓令」という。）に定めるもののほか、「熊本県警察の庁舎等の管理について」（平成 13 年 6 月 29 日付け熊会第 1112 号例規）に基づいて運用しているところであるが、熊本県運転免許センターの移転に伴い、平成 14 年 1 月 4 日から下記により取扱うこととしたので、運用に誤りのないようになされたい。

なお、前記例規は、同日付けで廃止する。

記

1 公有財産の管理

(1) 警察本部の用に供する庁舎等の管理

ア 県規則第 3 条第 2 項の規定により庁舎等管理者に事故があるときに、その職務を代行する者は、警察本部会計課長とする。

イ 県規則別表第 2 中警察本部長が指定する者は、別表第 1 左欄に掲げる室等の管理区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者とする。

(2) 警察署の用に供する庁舎等の管理

警察署の用に供する庁舎等については、県規則別表第 1 に規定する出先機関に該当することから、警察署長は前(1)に準じて必要な事項を定めるなど、適正な管理に努めるものとする。

2 国有財産の管理

(1) 内閣府訓令第 5 条第 1 項の規定により警察本部長が行う国有財産の庁舎等の管理に関し、警察本部長に事故があるときは、警察本部会計課長がその職務を代行する。

(2) 国有財産の庁舎等の管理については、別表第 2 左欄に掲げる室等の管理区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が行うものとする。

別表（略）